

新潟県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月26日

新潟県知事 花角 英世

### 新潟県規則第70号

新潟県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

新潟県立職業能力開発校規則（昭和47年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(受講料の額)</p> <p><b>第32条</b> 短期課程の普通職業訓練に係る条例第15条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 主として職業に必要な技能を追加して習得させるための訓練（パーソナルコンピュータに関する訓練を除く。） 1 訓練につき<u>5,700円</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>(受講料の額)</p> <p><b>第32条</b> 短期課程の普通職業訓練に係る条例第15条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 主として職業に必要な技能を追加して習得させるための訓練（パーソナルコンピュータに関する訓練を除く。） 1 訓練につき<u>4,700円</u></p> <p>(2) (略)</p>
<p>(受講料)</p> <p><b>第36条</b> (略)</p> <p>2 セミナーに係る条例第15条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 主として職業に必要な技能を追加して習得させるためのセミナー（パーソナルコンピュータに関するセミナーを除く。） 1 訓練につき<u>5,700円</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>(受講料)</p> <p><b>第36条</b> (略)</p> <p>2 セミナーに係る条例第15条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 主として職業に必要な技能を追加して習得させるためのセミナー（パーソナルコンピュータに関するセミナーを除く。） 1 訓練につき<u>4,700円</u></p> <p>(2) (略)</p>
<p>(費用の負担)</p> <p><b>第41条</b> 第38条第1項第3号から第5号までの援助を受ける事業主等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の費用を負担しなければならない。</p> <p>(1) 第38条第1項第3号又は第4号に掲げる援助を受ける者1人につき<u>2,900円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(費用の負担)</p> <p><b>第41条</b> 第38条第1項第3号から第5号までの援助を受ける事業主等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の費用を負担しなければならない。</p> <p>(1) 第38条第1項第3号又は第4号に掲げる援助を受ける者1人につき<u>2,200円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。